

須坂市ふるさと納税返礼品の産地名の不適正表示にかかる市民説明会 次第

と き：2025 年 4 月 16 日(水)

午後 6 時 30 分

ところ：メセナホール(大ホール)

- 1 開会
- 2 出席者自己紹介
- 3 市長挨拶
- 4 経過説明（不適正表示と市の対応について）
- 5 質疑応答
- 6 閉会

須坂市ふるさと納税返礼品の不適正表示及び市の対応について

1 ㈱日本グルメ市場による不適正表示の概要

(1) 農林水産省の公表

農水省近畿農政局及び関東農政局等が、令和6年10月8日から令和7年2月20日までの間、当市の返礼品取扱い事業者（以下「事業者」という。）である㈱日本グルメ市場（以下「グ社」という。）（和歌山県有田市）、グ社和歌山倉庫（以下「西センター」という。）、グ社長野営業所（以下「東センター」という。）（須坂市小島町）に対し、立入検査等を実施した結果、シャインマスカットの原産地について、以下の行為を確認した。

- ① 山形県産であることを認識していたが、発送箱に長野県産と事実と異なる表示をし、少なくとも令和元年9月20日から令和5年10月21日までの間に、合計10,987.95 kgをふるさと納税返礼品として寄附者に発送していた。
- ② 長野県長野市産、中野市産又は千曲市産であると認識していたが、発送箱に梱包したリーフレットに「長野県須坂市で収穫したフルーツ」と事実と異なる表示をし、少なくとも令和6年9月3日から11月8日までの間に、14,293.85 kgをふるさと納税返礼品として寄附者に発送していた。

(2) その他の混在

上記のほかに、グ社において過去に不適正表示があったことが認められた。
（詳細については確認中）

2 須坂市の対応

(1) これまでの主な経緯（詳細は「別紙」のとおり）

① R6 年 12 月 9 日

グ社代表から「西センターで令和5年に発送した返礼品(シャインマスカット)に山形県産シャインマスカットが混在していた」との報告を担当係長が受ける。

② R6 年 12 月 16 日

政策推進課長及び担当係長が12/9にグ社代表から報告があった内容を、市長及び副市長、総務部長に報告し、市長が下記事項を鑑みて、農水省の調査結果及び措置を見て、全容がわかった時点で、グ社への処分を決定するとともに県及び総務省に報告することを決定する。

ア 国の専門機関である農水省の調査が継続中であり、調査に支障をきたしてはいけないこと。

イ グ社代表への聞き取り調査により、「混在は令和5年のことで、令和6年分の発送分には混在がなく、西センターからの出荷は今回の反省から、今後一切行わない」との報告があったこと。

ウ 令和6年12月現在で果物の収穫期が過ぎていること。

③ R7 年 2 月 18 日

グ社長野営業所長が来庁し、農水省関東農政局がグ社長野営業所へ来所予定。また、和歌山県の本社にも農水省近畿農政局の最終調査が入る予定と報告がある。

④ R7 年 3 月 1 日

市長、副市長、総務部長、政策推進課長、担当係長で会議を開催し、全国の自治体返礼品の不適正表示事例を調査した結果、農水省の調査結果を待つという方針を切り替え、速やかな追加調査を行うことを市長が決定する。

⑤ R7 年 3 月 5 日

グ社から、農水省の調査資料の提出があり、資料には、西センターで令和 6 年 9 月 3 日から 11 月 8 日まで、須坂市産シャインマスカットのほかに長野県内の他市産が混在していたことを把握する。

⑥ R7 年 3 月 7 日

市ふるさと納税の募集を停止する。

(2) 総務省が 3 月 18 日に状況を公表した後の経過

① 3 月 18 日：議会全員協議会で状況を説明

② // : 緊急記者会見を開催

③ 3 月 21 日：市長定例記者会見を開催

④ 3 月 25 日：事業者説明会をメセナ小ホールで開催

⑤ // : グ社に求めている調査の結果が市に報告される

⑥ 3 月 28・29 日：3/25 に提出された調査結果を基に、和歌山県のグ社本社及び西センターの現地調査や代表と社員への聞き取りを実施

⑦ 4 月 3 日：グ社東センターの現地調査を実施

⑧ 4 月 21 日：総務省 地方税法に基づく報告の求めに対する回答期限

(3) 市がグ社を事業者として認めた理由

令和元年にグ社代表から「これまで和歌山県内で事業者をしていた。須坂市産シャインマスカットは人気があったが、地場産品基準が厳しくなった。当社には須坂市産シャインマスカットのリピーターがいる。須坂市の事業者として登録できないか」との提案があった。

市では、須坂市産果物の知名度向上と寄附額増加の両方のメリットがあると判断し、市内に事業所を置くことを条件に、事業者登録をした。

(4) グ社への処分等

① 3 月 21 日：ア 入札参加資格の停止（18 か月）

イ 事業者の登録抹消

ウ ふるさと納税中間業務委託の契約解除

エ イオンモール須坂ブース運営業務委託の契約解除

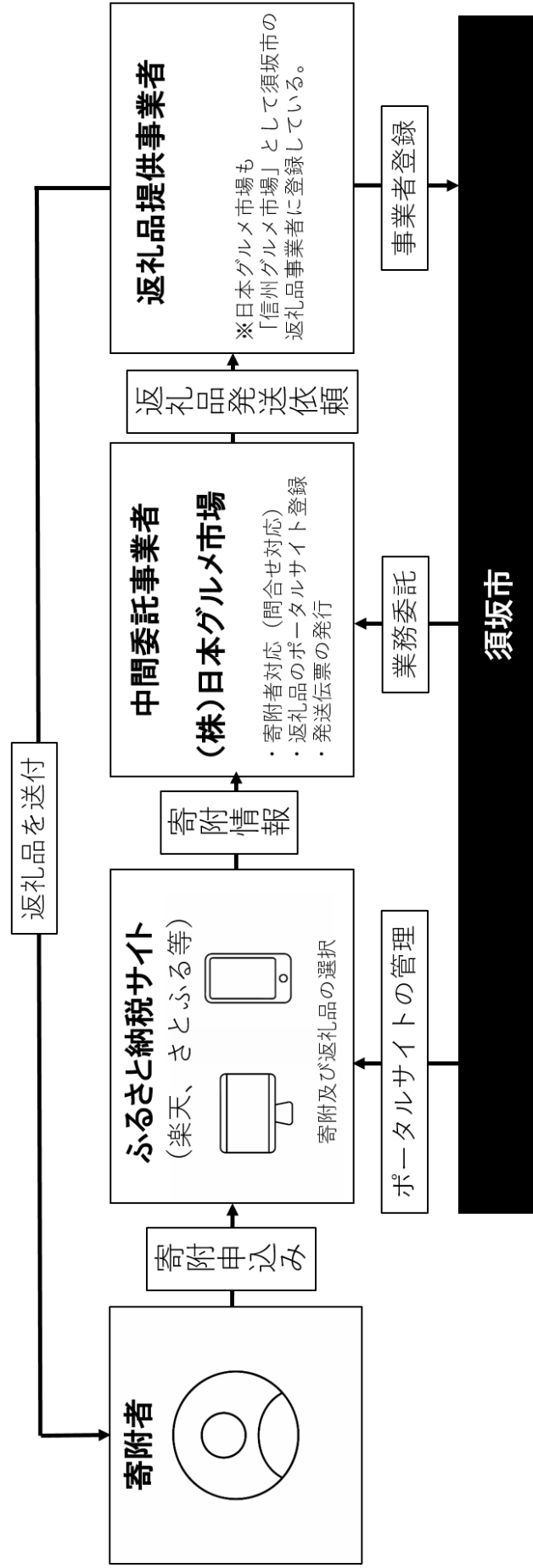
② 3 月 25 日：市とグ社で締結した「返礼品提供にかかる覚書」に基づき、すべてグ社の責任及び費用負担で地場産品基準を満たす返礼品を寄附ポータルサイトに明示した内容と同等の内容で送付することを要請。

(5) 再発防止の取組

今回の事案は、須坂市のふるさと納税制度の運用を根底から見直さなくてはならない重大な事案であると受け止めています。今後、同様の事例を二度と起こさないため、次のとおり取組を実施してまいります。

- ① 第三者検証委員会を設置し、市の対応についての原因究明及び再発防止対策について検証する。
- ② 職員の適正な法解釈の徹底を図るため、定期的に職員研修会を実施し、意識の共有を図る。
- ③ ふるさと納税制度を厳格に運用するため、ふるさと納税部門に新たに課長級の職員を配置するとともに増員し、管理・監督・相談体制を強化する。また、庁内の産業関係課とも連携を図る。
- ④ 事業者の選定にあたっては、集出荷場等への立ち入り確認を行い、適正な返礼品を確実に供給できる体制を整備しているかについて、厳正に審査する。
- ⑤ 実地調査を定期的に実施し、食品の産地に関する根拠資料などを確認する。また、抜き打ち検査も随時実施し、梱包方法や返礼品の質・量など適正な返礼品であるかを調査する。
- ⑥ 事業者を対象に、地場産品基準や食品表示法ほか、順守すべき事項等について、毎年、弁護士等を講師に研修会を開催し、法令順守の徹底を図る。
- ⑦ 市と事業者で締結する覚書に下記の規定を追加する。
 - ア 事業者による食品の産地に関する根拠書類の整備・保存の義務に関する規定
 - イ 事業者が地場産品基準や食品表示法に違反した場合の、取引中止等の対応にかかる規定（寄附募集サイトへの返礼品掲載の停止、事業者登録抹消など）やそれにかかる違約金及び損害賠償に係る規定
 - ウ 市が開催する研修会への参加を義務づけ

須坂市 ふるさと納税事業の仕組



これまでの経緯

月日	内容
R6 年 10 月中旬	市担当係長が㈱日本グルメ市場社（以下「グ社」という。）代表から、和歌山県の本社及び西日本出荷センター（以下「西センター」という。）に対し、農林水産省（以下「農水省」という。）近畿農政局の調査が行われた旨の報告を受ける。
R6 年 10 月下旬	グ社長野営業所長から、グ社本社及び西センターに対して再度農水省の立入り調査が行われたことの報告が、市担当係長にあり、所長の求めに応じて過去にグ社と締結した覚書や商品登録シートを提供。
R6 年 10 月下旬 ～11 月上旬	グ社代表、グ社長野営業所長から、西センターで令和 6 年に須坂市産シャインマスカットの中に、長野県のお他市産が混在していたとの報告を市担当係長が受ける（県内他市産の混在については市長及び副市長、総務部長、政策推進課長に報告なし）。
R6 年 12 月 9 日	市担当係長からグ社長野営業所長に連絡 これまでの農水省調査の回数や日時に加え、簡単でいいので概要を教えて欲しいと依頼。
R6 年 12 月 9 日	グ社代表から市担当係長に電話 西センターで令和 5 年に他県産のシャインマスカットが須坂市返礼品に混在したとの報告を受け、産地表示違反と地場産品基準違反について覚知。
R6 年 12 月 10 日	市担当係長から政策推進課長に報告 市担当係長から政策推進課長に 12/9 の電話で聴取した内容を報告。グ社代表を呼び、改めて話を聞く方針とし、グ社代表に来庁を指示。
R6 年 12 月 12 日	グ社代表等が来庁して報告（政策推進課長と担当係長で対応） (1) 令和 5 年の混在は山形県産で約 4 トン。 (2) 令和 4 年以前も山形県産が混在しており、5 年ほど前から事実気付いていたが黙認していた。 (3) グ社は令和 7 年以降は西センターでの梱包作業は行わず、東日本出荷センター（以下「東センター」という。）（長野営業所）で一括して出荷を行う。 (4) 令和元年から混在していたことを認識していたが、農水省の調査に対し、「混在はしていない」と事実と異なる回答をした。 → 政策推進課長が農水省の調査には虚偽を訂正して誠実に対応するよう指示。
R6 年 12 月 13 日	グ社代表が市担当係長に報告 農水省近畿農政局に、虚偽発言について謝罪の連絡を入れたとの報告を受ける。

月日	内容
R6 年 12 月 16 日	市長及び副市長、総務部長に経過報告 政策推進課長及び担当係長から、一連の事実及び経過等を報告する。<u>農水省が調査継続中であることと、グ社代表の「西センターからの出荷は、今後一切行わない」との発言から、これから混在することはないと判断し、農水省の調査及び措置を待って今後の対応を検討することを市長が決定。</u>
R7 年 1 月 14 日	県へ地場産品類型の変更を申請 グ社を含めた 4 事業者について 1 号から 4 号への変更を申請。
R7 年 2 月 18 日	グ社長野営業所長が市担当係長へ報告 グ社長野営業所へ農水省関東農政局が来所予定。本社へも農水省近畿農政局の最終調査が入る予定との報告。
R7 年 2 月 18 日	県市町村課税制係から市政策推進課へ連絡 本件について、詳細を報告するよう要請あり。
R7 年 2 月 25 日	市長及び副市長、総務部長に経過報告 引き続き、農水省の調査及び措置を待って対応することを市長が決定。
R7 年 2 月 25 日	4 号類型で調達を行う事業者を対象に市担当係長が調査を実施 グ社も含めた 4 事業者について、ヒアリング調査を実施。
R7 年 2 月 25 日	グ社も含めた 4 号類型の 4 事業者の返礼品募集を停止
R7 年 3 月 1 日	グ社代表等が来庁（総務部長及び政策推進課長、担当係長が対応） あらためて混在の概要を聴取するとともに、農水省調査の経過報告書と、農水省と取り交わした確認書を提出するよう指示。
R7 年 3 月 1 日	<u>市長、副市長、総務部長、政策推進課長、担当係長で会議を実施</u> <u>全国の返礼品の不適正表示事例を調査した結果、農水省調査を待つ方針を切り替え、速やかに追加調査することを市長が決定。</u>
R7 年 3 月 3 日	グ社長野営業所長から農水省調査の経過報告書を受領
R7 年 3 月 4 日	グ社長野営業所長から農水省調査の確認書（4 名分）を受領
R7 年 3 月 5 日	農水省とグ社長野営業所長が取り交わした確認書に、10 月下旬から 11 月上旬に、西センターで令和 6 年に須坂市産シャインマスカット以外の長野県他市産が混在していたこと、また、その旨を市担当係長に報告したと記載(※)があることを、市長及び副市長、総務部長、政策推進課長が確認。
R7 年 3 月 5 日	政策推進課長及び担当係長がグ社代表と長野営業所長に確認 上記(※)について、担当係長の認識と相違があるため、2 人に確認した結果、「担当係長に報告はしていなかった」との回答を 2 人から受ける。
R7 年 3 月 5 日	長野県に対面で状況を報告 県企画振興部長及び次長、市町村課長、税制係長に対して、市政策推進課長及び担当係長が現在の状況等を説明。

月日	内容
R7 年 3 月 5 日	グ社本社から市担当係長へ、山形県産種無しピオーネの混在可能性について報告あり(令和 3 年 10 月 : 15 kg)
R7 年 3 月 6 日	政策推進課長がグ社長野営業所長から農水省との確認書について再度の確認 (1) 3 月 5 日に確認した「市担当係長には報告していなかった」との発言は誤りであり、確認書の「10 月下旬から 11 月上旬に担当係長に報告した」との記載は正しかった旨の供述を得る。 (2) 政策推進課長が、市長及び副市長、総務部長に、グ社が担当係長に令和 6 年に須坂市産シャインマスカット以外に長野県他市産が混在していたことを報告している旨を報告。
R7 年 3 月 7 日	市長、副市長がグ社代表、長野営業所長と面談 市長から強い遺憾の意を伝える。
R7 年 3 月 7 日	市総務部長と政策推進課長が、グ社代表から聞き取り。 10 月下旬から 11 月上旬に市担当係長へ「令和 6 年に須坂市産シャインマスカット以外に長野県他市産が混在していた」ことについて報告していた旨を再確認。
R7 年 3 月 7 日	須坂市が 2 月 25 日に募集停止した産品以外についてもふるさと納税の募集を停止(一部契約上停止できないものを除く)。
R7 年 3 月 8 日	市政策推進課長が、市長、副市長に山形県産種無しピオーネの混在可能性について報告。
R7 年 3 月 9 日	(1) 須坂市が、返礼品事業者及び市議会議員に、国の調査に対応中のため、ふるさと納税の募集を停止している旨を連絡。 (2) 企業版ふるさと納税及び現地決済型ふるさと納税(ふるさと応援納税)の募集を停止。
R7 年 3 月 10 日	3 月 7 日に停止できなかったポータルサイトの募集を停止。